

仙台市脱炭素先行地域プロジェクトパートナーズ規約

(名称)

第1条 本会は、「仙台市脱炭素先行地域プロジェクトパートナーズ」（以下「プロジェクトパートナーズ」という。）と称する。

(目的)

第2条 プロジェクトパートナーズは、仙台市、事業者、地域団体及び東北大学の連携体制により、国から選定された仙台市脱炭素先行地域の取組を着実に実行し、2030年度までに対象地域（仙台市脱炭素先行地域計画提案書に記載の対象地域をいう。以下同じ。）の民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量実質ゼロの実現を目指すとともに、地域課題の解決に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 プロジェクトパートナーズは、前条の目的を達成するため、次の取組を推進する。

- (1) 対象地域における再生可能エネルギーの供給に関する取組
- (2) 対象地域のビルの脱炭素リノベーションに関する取組
- (3) 対象地域の住宅の脱炭素リノベーションに関する取組
- (4) 対象地域における都市バイオマス資源の活用に関する取組
- (5) 脱炭素モビリティに関する取組
- (6) 対象地域の需要家の相談対応に関する取組
- (7) 脱炭素につながる仙台市民の行動変容に関する取組
- (8) 仙台市脱炭素先行地域に係る広報及び効果検証に関する取組
- (9) その他プロジェクトパートナーズの目的を達成するために必要な取組

(会員)

第4条 プロジェクトパートナーズの会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 仙台市及び仙台市脱炭素先行地域計画提案書の共同提案者
- (2) 協力会員 第2条の目的に賛同し、仙台市脱炭素先行地域の取組を支援する事業者、団体等

2 協力会員としてプロジェクトパートナーズに入会しようとする者は、書面により申し出

て、運営委員会の承認を得なければならない。この場合において、参加予定のプロジェクトチームがあるときは、その推薦を受けた上で、申し出るものとする。

- 3 プロジェクトパートナーズからの退会を希望する協力会員は、書面により会長に申し出るものとする。
- 4 会員が本規約の規定に違反したとき、プロジェクトパートナーズの名譽を毀損する行為があったときその他の除名すべき正当な事由があるときは、会長は当該会員を除名することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会員の入会、退会及び除名の手続き等については、会長が別に定める。

(会長)

第5条 プロジェクトパートナーズに会長を置き、仙台市長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、プロジェクトパートナーズを代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(総会)

第6条 総会は、全ての会員により構成し、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会開催日の調整が困難なとき、社会情勢等により総会の招集が困難と認めるとき、又は議事の内容が軽微なものであるときは、書面により総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し主宰する。
- 4 総会は、本規約の改廃その他のプロジェクトパートナーズの運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 5 総会は、会員の過半数の出席（オンラインによる出席及び委任を含む。）をもって成立する。
- 6 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長がこれを決する。

(運営委員会)

第7条 第3条に掲げる取組を円滑に推進するため、正会員を構成員とする運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に、運営委員長を置き、仙台市環境局の職員のうちから、総会において会長が指名する。
- 3 運営委員会は、運営委員長が招集し主宰する。ただし、運営委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ運営委員長が指名する仙台市環境局の職員が運営委員長の職務を代理する。
- 4 運営委員会は、次の事項について審議し、処理するとともに、その結果を総会に報告するものとする。
 - (1) 協力会員の入退会その他のプロジェクトパートナーズの運営に関する事項
 - (2) プロジェクトチームの設置、廃止及び所属する会員に関する事項
 - (3) 環境省が定める脱炭素先行地域取扱要領第3の1の規定に基づく、脱炭素先行地域の計画の変更案の作成に関する事項
 - (4) プロジェクトチームを横断する課題等に係る検討及び調整
 - (5) 対外的な情報発信に関する検討及び調整
- 5 運営委員会は、正会員の過半数の出席（オンラインによる出席及び委任を含む。）をもって成立する。
- 6 運営委員会の決定は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、運営委員長がこれを決する。
- 7 前各項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。

(プロジェクトチーム)

第8条 第3条第1号から第7号までに規定する取組に係る具体的事項を検討するため、運営委員会の下にプロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームの会議は、事務局が調整の上、適宜開催する。
- 3 会員は、プロジェクトチーム又は運営委員長からの要請に応じて、又は自ら参加の必要性を申し出て、当該会員が参加していないプロジェクトチームの会議に出席することができる。この場合において、運営委員長は、あらかじめ当該プロジェクトチームに所属する会員の意見を聞くものとする。
- 4 各プロジェクトチームに所属する会員は、事前に当該プロジェクトチームに所属する会員及び運営委員長の了承を得たうえで、当該会員の関連会社その他の関係者をプロジェクトチームの会議に同席させることができる。この場合において、当該関連会社等の出席を求めた会員は、その出席に起因する当該関連会社等の行為について一切の責任を負うもの

とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。

(オブザーバー)

第9条 プロジェクトパートナーズに必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、総会又は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 プロジェクトパートナーズの事務を処理するため、仙台市環境局に事務局を置く。

(会費等)

第11条 プロジェクトパートナーズの会費及び入会金等は無料とする。

(秘密保持)

第12条 プロジェクトパートナーズの活動に伴い開示された秘密情報の取扱いについては、別記のとおりとする。

- 2 会員は、秘密情報を受領する会員を限定して開示することができる。この場合において、別記中「第三者」とあるのは「第三者(秘密情報を受領していない会員を含む。以下同じ。)」と読み替えるものとする。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、プロジェクトパートナーズの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 プロジェクトパートナーズの設立当初の会員、プロジェクトチームの設置及び所属会員並びにオブザーバーの設置については、本規約の規定にかかわらず、設立時の総会における承認をもって決定するものとする。

別記（第12条関係）

秘密保持に関する事項

仙台市脱炭素先行地域プロジェクトパートナーズの会員は、仙台市脱炭素先行地域プロジェクトパートナーズ規約（以下「本規約」という。）第3条各号に掲げる取組の検討及び実施（以下「本件取組」という。）に関し、会員のうち、情報を開示する側（以下「情報開示者」という。）からその情報の開示を受ける側（以下「情報受領者」という。）に対して開示する秘密情報の取扱いに関し、以下の規定を順守しなければならない。

（定義）

第1 本規約及び別記において「秘密情報」とは、本件取組のため会員の間で開示された営業又は事業に係る情報であつて、秘密である旨の明示がなされている資料（書類、電子メール、電子データを格納した電子媒体等の有体物をいう。）に記載されたもの、及び開示に際し秘密である旨を言及のうえ口頭で開示され、開示後30日以内に情報受領者に対して、秘密である旨を明示した書面で通知されたものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することが客観的に立証できる情報は、秘密情報に含まないものとする。

- （1）情報開示者から開示を受ける前に既に保有し、又は第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- （2）情報開示者から開示を受ける前に既に公知又は公用となっている情報
- （3）情報開示者から開示を受けた後に情報受領者の責によらず公知となった情報
- （4）情報開示者から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手した情報
- （5）書面により情報開示者から秘密情報として扱わないことについて事前の承諾を得た情報
- （6）情報受領者が情報開示者から開示された情報によることなく独自に開発した情報

（目的外使用の禁止）

第2 情報受領者は、本件取組の範囲を超えて秘密情報を使用してはならない。

（秘密保持）

第3 情報受領者は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、第三者に対し秘密情報

を開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本件取組に携わる情報受領者の役員、従業員及び学生並びに本件取組に関連して秘密情報を必要とする情報受領者の親会社及び関連会社(取引業者を含む。)の役員及び従業員に対し、本件取組を遂行するため必要な範囲に限って開示する場合
 - (2) 情報開示者が事前に書面により承諾をした場合
 - (3) 法令等に基づき、裁判所、行政機関、自主規制機関、取引所その他の情報受領者に対して権限を有する機関から秘密情報の開示を求められ、その要求された目的を達成するため必要な範囲に限って開示する場合
 - (4) 情報受領者の依頼する弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他の法律上秘密保持義務を負う外部の専門家に対し相談を行う場合において、その相談のため必要な範囲に限って開示する場合
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、情報開示者は、開示できる情報受領者の関係者を限定して開示することができる。この場合において、情報開示者は、秘密である旨の明示と併せて開示できる関係者の範囲を示すものとする。
- 3 第1項第1号の規定に基づき秘密情報を開示する場合は、情報受領者は、当該秘密情報の開示を受ける者に対し、秘密を保持すべき事項であることを明示し、情報受領者が本規約別記に基づき負う義務と同等の義務を課してその義務を遵守させるとともに、当該開示を受ける者による本規約別記の違反行為について、その一切の責任を負うものとする。
- 4 第1項第3号の規定に基づき、情報受領者が秘密情報を開示する場合、情報受領者は、情報開示者に対し、情報開示後速やかにその旨を書面にて通知するものとする。ただし、法令等に基づき、同号に規定する機関から情報開示者に対する通知を行わないよう求められた場合、その他公益上必要があると認められる場合を除く。

(秘密情報の管理及び義務)

第4 情報受領者は、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報を厳重に管理する。

(複製の制限)

第5 情報受領者は、秘密情報の一部又は全部を本件取組の遂行に必要な範囲を超えて複製してはならない。

(秘密情報の瑕疵担保責任)

第6 情報受領者は、情報開示者に対し、秘密情報に瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(発明等の取扱)

第7 情報受領者が情報開示者から開示された秘密情報に基づいて発明、考案又は意匠の創作等(以下「発明等」という。)をなしたときは、直ちに情報開示者に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定する。

(損害賠償等)

第8 情報受領者は、故意又は重過失により本書の各条項に違反し、これに起因して情報開示者に損害を与えた場合には、情報開示者に対する損害賠償責任を負い、秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

(規約廃止時の措置)

第9 情報受領者は、本規約が廃止された場合は、法令又は情報受領者の内部規則に反しない限り、直ちに秘密情報のすべてを情報開示者の指示に従って返還又は廃棄するものとする。ただし、仙台市による保管のためのみの複製1部を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報については返還又は廃棄の対象外とする。

(1) 情報受領者の社内決裁資料に秘密情報が含まれている場合の当該社内決裁資料

(2) 法令等又は司法機関もしくは行政機関の判決、決定、命令等により保持することが義務付けられている秘密情報

(3) 通常のデータバックアップの一環として保管している秘密情報の電磁的複製で削除することが実務的に困難なもの

3 第2から第8までの規定は、規約の廃止から5年間有効に存続するものとする。

4 前3項の規定は、情報受領者がプロジェクトパートナーズを退会した場合について準用する。

(個人情報保護)

第10 情報受領者は、開示を受けた秘密情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。その後の改正を含む。)等を遵守し、安全管理措置を講ずるものとする。

2 情報受領者は、開示された秘密情報に含まれる個人情報の漏洩等の事故を知った場合又はそのおそれが生じた場合には、直ちにその拡大を防止するための適切な措置をとるとともに、情報開示者にその旨を通知して、速やかに必要な対応策を協議し、事態解決に向け協力するものとする。

(準拠法)

第 11 本規約別記は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第 12 本規約別記に関して生じた紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(協議)

第 13 本規約別記に定めのない事項及び本規定の事項に関し疑義を生じた場合は、各者が協議してその解決にあたるものとする。